

【全般】

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(1)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	全般	今回の改正は、個人情報保護法の趣旨を受けた施行規則改正か。	今回の改正は、個人情報保護法の趣旨を受けた施行規則改正であることを確認したい。	今回の業法施行規則改正の趣旨は、金融審議会特別部会による個人情報保護法の全面施行に向けたとりまとめ(平成16年12月20日)を踏まえ、各業法の体系上も個人顧客情報の漏えい等の防止の実効性を確保し、行政措置の根拠について透明性を確保するため、個人顧客情報の取扱いに関する規定を整備することとしたものです。
(2)	個人	銀行法施行規則	13条の6の5乃至13条の6の7	本事務ガイドライン等改正は当該銀行が個人情報取扱事業者であるかどうかを特に区別しない形となっているが、個人情報取扱事業者でない銀行が、本事務ガイドライン等改正を厳密に遵守していない場合に行政処分の対象となるのは、原則として、銀行法施行規則第13条の6の5乃至第13条の6の7に違反する場合に限られると考えてよいか。個人顧客情報の取扱いに関して、個人情報取扱事業者に該当しない銀行と個人情報取扱事業者に該当する銀行との監督上の取扱いの違いを明確にして頂きたい。		個人情報保護法上「個人情報取扱事業者」に該当しない事業者は、同法に基づく命令等の対象にはなりません。他方、銀行法あるいは他の業法に服する事業者は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」であるか否かにかかわらず、すべて本施行規則等の改正により、各業法に基づき個人顧客情報に関する適正な取扱いに関する義務を負うものであります。
(3)	大阪府 商工労働部 金融室 貸金業対策課	貸金業の規制等に関する法律施行規則	第13条第1項	大阪府知事登録の業者は、個人情報取扱事業者から除かれる者が7割以上あるが、立入検査等で個人情報保護法を遵守するように求めたとき、遵守しない場合は行政処分の対象とする。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧の30番において、「それらの方者に対してはガイドラインの遵守を努力措置として定めるものとなり、この趣旨を都道府県に対し周知する」としているが、個人情報取扱事業者と、それ以外の業者では、保護法違反になる場合と、努力義務で指導を行う場合といった不均衡が生じる。貸金業規制法施行規則第13条の改正により、違反する業者に対しては、貸金業規制法第36条の業務の停止の対象として頂きたい。	個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たるか否かを問わず、貸金業規制法に従い貸金業者として登録した事業者は、本施行規則改正により、個人顧客情報の取扱いに関する報告を行う義務を負います。当該報告に基づき、当該事業者について個人顧客情報に関する不適切な取扱いが明らかとなり、貸金業規制法第13条第2項等に該当すると解される場合には所要の措置が行われるものとなります。
(4)	全国銀行協会	銀行法施行規則	第13条の6の7について	「個人である顧客」、「特別の非公開情報」および「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」について、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」以外の概念を含まないことを明確にしていきたい。	「個人である顧客」、「特別の非公開情報」および「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」について、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」以外の概念を含まないことを明確にしていきたい。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理及び従業員監督については、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3(2)③において示されているとおり、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下、「金融分野ガイドライン」という。)第10条及び第11条の規定に基づく措置、並びに「金融分野における個人情報保護の安全管理措置等に関する実務指針」(以下、「実務指針」という。)の規定に基づく措置が求められています。また、特別な非公開情報に関する適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3(2)④において、個人情報保護ガイドライン第6条第1項各号に列挙された場合を除き、利用しないことを確保するための措置を講ずべきものとされています。また、「その他の特別な非公開情報」の具体的内容については、同指針において、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を示すこととされています。

【安全管理措置等】

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(5)	メリルリンチ日本証券株式会社	証券会社の行為規制等に関する内閣府令	第10条4の2及び同条4の3における「個人である顧客に関する情報」の範囲について	個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の安全管理措置は、「個人情報」ではなく、「個人データ」を対象に規定されている。一方、今回パブコメに付された「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督にあたっての留意事項について」案3-4-3によれば、行為規制府令第10条4の2に規定する「必要かつ適切な措置」は「実務指針」Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置を指すものとしている。従って、行為規制府令第10条4の2における是正措置の必要性の判断は、「個人情報」に対する措置が適切かどうかではなく、「個人データ」に関する措置が適切かどうかにより判断されるものと思われる。この点をより明確にするために、行為規制府令第10条4の2及び4の3の文言を「個人である顧客に関する情報」ではなく、「個人である顧客に関する個人データ」との表現にすべきではないか？		「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について—事務ガイドライン—（第1部 証券会社等の監督関係）」3-4-3において示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本内閣府令改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。
(6)	社団法人全国地方銀行協会	銀行法施行規則	第13条の6の5	同条における「個人顧客情報の安全管理措置」は「顧客に関する個人データの安全管理措置」に、「個人である顧客に関する情報の安全管理」は「顧客に関する個人データの安全管理」にそれぞれ変更していただきたい。	同条における「個人顧客情報の安全管理措置」は「顧客に関する個人データの安全管理措置」に、「個人である顧客に関する情報の安全管理」は「顧客に関する個人データの安全管理」にそれぞれ変更すべきではないか。「個人情報の保護に関する法律」や「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」）」において安全管理措置を求めているのは「個人データ」であり、これらとの整合性を確保する必要があると考える。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3（2）③及びⅡ-3-4-5（2）①ニにおいて示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。
(7)	社団法人日本損害保険協会	保険業法施行規則	第53条の8	「個人である顧客に関する情報の安全管理」とは、「個人顧客に関する個人データの安全管理」と同義であるとの理解でよいのか。	「個人である顧客に関する情報の安全管理」とあるが、個人情報保護法第20条では「個人データの安全管理」とあるので、それを踏まえると、「個人顧客に関する個人データの安全管理」と同義であるとの理解でよいのか確認したい。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「金融監督等にあつての留意事項について—事務ガイドライン—第二分冊：保険会社関係」1-6-6④及び1-6-7（13）において示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(8)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第11号	「個人である顧客に関する情報の安全管理」とあるが、「個人顧客に関する個人データの安全管理」と同義か。	「個人である顧客に関する情報の安全管理」とあるが、個人情報保護法第20条では「個人データの安全管理」とあるので、それを踏まえると、「個人顧客に関する個人データの安全管理」と同義であるとの理解でよいか確認したい。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「金融監督等に当たっての留意事項について―事務ガイドライン―第二分冊：保険会社関係」2-2(6)④及び3-1-2(10)において示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。
(9)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第53条の8、 第234条第1項 第11号	本規定で用いられている「個人である顧客に関する情報」とは、個人情報保護法上の「個人データ」を指すことを確認したい。	個人情報保護法において、安全管理措置の対象となるのは「個人データ」であると定められている(第20条)ことから、施行規則第53条の8、第234条第1項第11等で用いられている「個人である顧客に関する情報」とは、個人情報保護法上の「個人データ」を指すことを確認したい。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「金融監督等に当たっての留意事項について―事務ガイドライン―第二分冊：保険会社関係」1-6-6④、1-6-7(13)、2-2(6)④及び3-1-2(10)において示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。
(10)	メルリランチ日本証券株式会社	証券会社の行為規制等に関する内閣府令	第10条4の2及び同条4の3における「個人である顧客に関する情報」の範囲について	法人顧客の代表者や、法人顧客の本人確認を行う際の法人顧客の取引担当者の情報は「個人である顧客に関する情報」に含まれないとの理解でよいか？		証券会社の行為規制等に関する内閣府令改正案における「個人である顧客に関する情報」には、法人である顧客との取引において取得した法人顧客の代表者、従業員等に係る個人情報に含まれません。なお、個人情報保護法上、「個人情報」の定義には、法人取引における代表者氏名等の個人に関する情報も含まれます。
(11)	社団法人 日本証券投資顧問業協会	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和61年大蔵省令第54号)	「第26条第1項第4号、第5号及び第29条の2第1項第5号、第6号」について	「個人である顧客」は、個人顧客を指し、法人顧客の代表者・担当者等及び見込顧客等は該当しないことを明らかにしていただきたい。	個人情報の保護に関する法律においては、顧客が個人であるか法人であるか、又既存の顧客であるか見込顧客であるかによる適用の区別を設けておらず、特定の個人を識別することができる個人情報すべてが対象となっているが、当該施行規則の適用対象範囲は、個人顧客情報に限定され法人顧客の代表者・担当者等の個人情報や見込顧客等の個人情報は対象外であることを明確にしていたきたい。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則改正案における「個人である顧客に関する情報」には、法人である顧客との取引において取得した法人顧客の代表者、従業員等に係る個人情報は含まれません。他方、いわゆる「見込み客」が、当該業法の対象事業者が現に具体的な取引を行おうとする者を指す場合には、「個人である顧客」に含まれるものと解されます。なお、個人情報保護法における「個人情報」の定義には、法人取引における法人の代表者氏名等の個人に関する情報も含まれます。

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(12)	全国銀行協会	銀行法施行規則	第13条の6の5について	「個人である顧客」には死者の情報も含まれるのか、「個人である顧客に関する情報」は、個人情報のように識別性がなくとも該当するのか、「顧客」の定義は何か（未取引先や法人取引における個人情報に該当するかどうか等）について明確にしていきたい。	「個人である顧客」には死者の情報も含まれるのか、「個人である顧客に関する情報」は、個人情報のように識別性がなくとも該当するのか、「顧客」の定義は何か（未取引先や法人取引における個人情報に該当するかどうか等）について明確にしていきたい。	既に死亡した者に関する情報について、銀行等が当該死亡者の生存している関係者との関係で引き続き財産の管理等の業務を行っている場合には、本施行規則改正案における「個人である顧客に関する情報」に含まれるものと解されます。 また、いわゆる「見込み客」が、当該業法の対象事業者が現に具体的な取引を行おうとする者を指す場合には、「個人である顧客」に含まれるものと解されます。 他方、法人である顧客との取引において取得した法人顧客の代表者、従業員等に係る個人情報は含まれません。
(13)	メリルリンチ日本証券株式会社	証券会社の行為規制等に関する内閣府令	第10条4の2及び同条4の3における「個人である顧客に関する情報」の範囲について	M&A業務、証券化業務、ローン債権の売買業務等の業務に関連して、当社の顧客以外の個人情報取得する場合があります。具体的にはM&A業務の対象企業のデュー・デリジェンスに伴って対象企業の役員・従業員の情報や対象企業が保有する個人情報を取得したり、ローン債権売買の対象となる金銭債権の個人債務者や個人保証人等に係る個人情報を取得する場合があります。これらの個人情報は、証券会社自身の顧客に関する情報ではないため、ここにいう「個人である顧客に関する情報」には含まれないとの理解でよいか。		本内閣府令改正案における「個人である顧客に関する情報」には、当該事業者にとって「顧客」に当たらない者に関する個人情報は含まれません。 なお、当該事業者が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たる場合には、同法に従って、業務上取得した顧客ではない個人に関する情報も含めて、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に基づき安全管理等の措置を講ずる必要があります。
(14)	個人	銀行法施行規則	13条の6の5乃至13条の6の7	個人情報の保護に関する法律第6条3項に基づき銀行法に対して講じられた措置（銀行法施行規則第13条の6の5乃至第13条の6の7）は個人顧客に関するものなので、法人取引に特化した外銀等個人顧客のいない銀行は、個人情報取扱事業者に該当しない場合、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を厳密に遵守していない場合でも、銀行法に基づく行政処分を受けることはないと考えてよいか。個人顧客もなく個人情報取扱事業者にも該当しない銀行に対して、個人情報の保護に関する法律及びこれに関連する一連のガイドラインが、銀行監督行政上、如何なる影響をもつのか明確にしていきたい。		本施行規則改正案における「個人である顧客に関する情報」には、法人顧客取引において取得した法人の代表者、従業員等に係る個人情報は含まれないものと解されます。 ただし、当該銀行が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たる場合には、同法に従って、法人顧客との業務上取得した個人に関する情報も含めて、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に基づき安全管理等の措置を講ずる必要があります。 なお、銀行は、当該銀行が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に該当するか否かにかかわらず、本施行規則改正案に基づき、銀行法上、個人顧客情報の安全管理等に関して必要かつ適切な措置を講ずる責任を負い、これに違反した場合には、同法に基づく行政処分の対象となるものです。
(15)	社団法人日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項第11号	個人情報取扱事業者ではない損保代理店等は、保険会社が定めた規程を遵守していれば、金融庁実務指針にある社内規程を整備することまでは求められないことを確認したい。	個人情報取扱事業者ではない損保代理店等は、保険会社が定めた規程を遵守していれば、個々の損保代理店等が自ら、金融庁実務指針にある社内規程を整備することまでは求められないことを確認したい。	損保代理店等、保険会社から委託を受けた者が、「金融監督等に当たっての留意事項について—事務ガイドライン—第二分冊：保険会社関係」2-2(6)④により、実務指針に従って委託元である保険会社の定めた安全管理等に関する規程等を遵守し、個人顧客情報を取り扱っている場合には、本施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。

【個人情報情報】

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(16)	全国銀行協会	銀行法施行規則	第13条の6の6について	「信用情報に関する機関」は信用調査会社や手形交換所の照会センターは該当しないことを明確にしていきたい。	「信用情報に関する機関」は信用調査会社や手形交換所の照会センターは該当しないことを明確にしていきたい。	ご指摘のいわゆる信用調査会社や手形交換所が、資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び銀行等に対する当該情報の提供を行っている場合には、信用情報機関に該当することがあり得ると解されます。
(17)	在日米国商工会議所	貸金業の規制等に関する法律施行規則	事業報告書15(3)	個人である資金需要者の借入金返済力に関する情報を、資金需要者の同意があれば、返済能力の調査以外の目的のために利用してもいいこととしていただきたい	この条項に、以下のように下線部分を追加する必要があります。 「信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の同意がない限り返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況。」 (理由) 資金需要者の同意があれば、信用情報機関から提供を受けた情報であっても、返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるようにする必要があります。金融会社は顧客をよりよく知ることによってサービスを向上させ、ビジネスを開発します。そのため、米国の銀行などでは資金需要者の同意を得た上で、信用情報機関から提供を受けた情報やその他顧客の口座の使い方などの情報を使って、顧客の「Behavior Score（「途上与信スコアリング」）」を開発し、どのような金融商品や金融サービスが必要とされているか、あるいは適しているかを評価したり、予備審査の為に使ったりします。この条項に上記のような修正がなければ、このような日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがあります。	現行の貸金業規制法第30条第2項において、資金需要者に関する借入金返済能力に関する情報を、返済能力の調査以外の目的のために使用することは、資金需要者の同意の有無に関らず、既に禁止されています。 なお、ご指摘の「途上与信スコアリング」が、資金需要者の借入金返済能力に関する情報を、与信判断の審査に利用するなど、資金需要者の返済能力に関する調査に用いることを指す場合には、本施行規則改正案上も認められます。
保険業法施行規則	第53条の9					
信託業法施行規則	第40条7項					

【センシティブ情報】

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(18)	社団法人 全国地方銀行協会	銀行法施行規則	第13条の6の7	同条の「人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）」とは保護法ガイドライン第6条における「機微（センシティブ）情報」と同一のものと考えてよいか。	同条に「人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）」とあるが、これは保護法ガイドライン第6条における「機微（センシティブ）情報」と同一のものと考えてよいか。また、そうであるならば、表現を統一すべきではないか。	本条に規定された「その他の特別の非公開情報」は、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3（2）④において示されているとおり、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を指すものであり、本条に規定された「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一となっております。
(19)	在日米商工会議所	金融機関の証券業務に関する内閣府令	第27条3の3	機微情報の定義が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」と食い違っている	この条項における機微情報・非公開情報の定義は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6条と少々食い違っています。ガイドライン第6条では「政治的見解」、「信教(宗教・思想・信条をいう)」なども機微情報として規定されていますが、この関連府省令では、政治的見解および信条以外の信教の項目(宗教・思想)が含まれていません。この条項での定義の方が情報を収集する者にとって現実的ですので、ガイドラインと関連府省令との整合性を図る為、「政治的見解」および「思想」など、量りがたい情報はガイドラインから削除すべきだと思います。	本条に規定された「その他の特別の非公開情報」は、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3（2）④等において示されているとおり、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を指すものであり、本条に規定された「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一となっております。
	貸金業の規制等に関する法律施行規則	事業報告書15（4）				
	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則	第26条5項				
	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則	第29条2項（6）				
	保険業法施行規則	第53条の10				
	保険業法施行規則	第234条の12				
	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令	第10条2の2				
	信託業法施行規則	第40条8項				
	信託業法施行規則	第77条7項				
	信託業法施行規則	第99条6項				

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(20)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第53条の10、第234条第1項第12号	本条に定められている特別の非公開情報等の内容は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項で定められている機微（センシティブ）情報の内容と相違ないことを確認したい。	本条における「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）」が、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項で機微（センシティブ）情報として規定されている「政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴」と、その内容において相違ないことを確認したい。	本条に規定された「その他の特別の非公開情報」は、今般改正される「金融監督等にあたっての留意事項について―事務ガイドライン―第二分冊：保険会社関係」1-6-7（14）、2-2（6）⑤及び3-1-2（11）において示されているとおり、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を指すものであり、本条に規定された「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一となっております。
(21)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第53条の10	「犯罪経歴」とあるが、これは保護法ガイドラインにおける「犯罪歴」と同義か。	「犯罪経歴」とあるが、これは保護法ガイドラインにおける「犯罪歴」と同義であるとの理解でよいか確認したい。	本条に規定された「その他の特別の非公開情報」は、今般改正される「金融監督等にあたっての留意事項について―事務ガイドライン―第二分冊：保険会社関係」1-6-7（14）において示されているとおり、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を指すものであり、本条に規定された「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一となっております。
(22)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第53条の10、第234条第1項第12号	本規定は金融庁ガイドライン第6条第1項7号と同内容の規制を求めるものであり、新たな規制を追加する趣旨ではないことを確認したい。	金融庁ガイドライン第6条1項7号において、「本人の同意に基づき」「 <u>保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から</u> 」「 <u>業務遂行上必要な範囲で</u> 」「機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する」ことが認められているが、本規定においては「 <u>その業務上取り扱う個人である顧客に関する</u> ・・・特別の非公開情報を」「 <u>当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しない</u> 」と下線部を中心に文言が変更されているが、本規定は金融庁ガイドライン第6条第1項7号と同趣旨の規制を求めるものであり、新たな規制を追加する趣旨ではないことを確認したい。	今般改正される「金融監督等にあたっての留意事項について―事務ガイドライン―第二分冊：保険会社関係」1-6-7（14）、2-2（6）⑤及び3-1-2（11）において示されているとおり、本施行規則改正案における「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」は、個人情報保護ガイドライン第6条第1項各号に列挙された場合をいうことと解されます。

【その他】

番号	法人又は所属団体名等	該当府省令名	意見の該当箇所	意見の概要	意見	回答
(23)	大阪府 商工労働部 金融室 貸金業対策課	貸金業の規制等に関する法律施行規則		貸金業規制法施行規則第16条第1項に規定する「帳簿」及び「交渉の経過の記録」について、同条において開示義務を明示する。 違反者には、個人情報保護法第34条第1項及び第2項並びに第56条の勧告、命令等によらず、貸金業規制法第36条の業務の停止の対象とする。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（案）への意見一覧の304番において、「帳簿（入出金履歴）は特定の個人を識別できる範囲において個人情報であり、開示の対象となる」としているが、貸金業規制法施行規則第16条において、当該「特定の個人を識別できる範囲」を明確にし、併せて「開示義務」を明示して頂きたい。また、同条に規定する「交渉の経過の記録」についても同様に開示義務を明示して頂きたい。 また、違反者には、個人情報保護法第34条第1項及び第2項並びに第56条の勧告、命令等によらず、貸金業規制法施行規則第16条の改正により、貸金業規制法第19条「帳簿の備付け」違反に該当することとし、貸金業規制法第36条の業務の停止の対象として頂きたい。	今回の業法施行規則等の改正は、平成16年12月20日の金融審議会特別部会における個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けたとりまとめを踏まえて行われるものです。ご指摘の点は、今後の金融行政のあり方を検討する上での参考にさせていただきます。
(24)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第53条の10	「当該業務」に制限されているのは、保険会社が与信業務で取得した個人情報を与信業務以外に利用しないこと、又は与信業務以外で取得した個人情報を与信業務に利用しないことを確保するための措置を講じる必要があるためか。	「当該業務」に制限されているのは、保険会社が与信業務で取得した個人情報を与信業務以外に利用しないこと、又は与信業務以外で取得した個人情報を与信業務に利用しないことを確保するための措置を講じる必要があるためであること確認したい。 【理由】 「当該業務」は保険業法施行規則にのみ規定されている。その趣旨は、保険会社は与信業務を行なうと同時に保険業等その他の業務も行なうことができるという特殊性から規定が特に設けられたものと理解する。仮に、「当該業務」が指し示す範囲が狭いと、取得した個人情報の利用範囲が制限され、業務上多大な支障が生じることになる。例えば、保険引受業務のために取得した情報を、保険金支払業務のために利用できないとなれば、公平・公正な保険業務の遂行ができなくなる。	趣旨としてはご指摘のとおりです（ただし、与信業務とそれ以外の業務の間で措置することのみ想定しているものではありません）。
(25)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項第11号	本規定は「措置を怠ること」と不作為を規定しており、禁止行為の規定（第300条第1項第9号を受けたもの）としては不適切と考える。	本規定は禁止行為を定める法第300条第1項第9号を受けたものであるところ、「措置を怠ること」と不作為を規定しており、禁止行為の規定としては適切ではないと考える。例えば、「・・・措置を行わずに保険募集をする行為」といった、他の号と同様の規定とすることが適切と考える。	本施行規則改正案は、規定された措置を怠ることを禁止することを定めているものであり、原案を維持します。
(26)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項第12号	本規定は「措置を怠ること」と不作為を規定しており、禁止行為の規定（第300条第1項第9号を受けたもの）としては不適切と考える。	本規定は禁止行為を定める法第300条第1項第9号を受けたものであるところ、「措置を怠ること」と不作為を規定しており、禁止行為の規定としては適切ではないと考える。例えば、「・・・措置を行わずに保険募集をする行為」といった、他の号と同様の規定とすることが適切と考える。	本施行規則改正案は、規定された措置を怠ることを禁止することを定めているものであり、原案を維持します。

番号	法人又は 所属団体名等	該当府省令名	意見の 該当箇所	意見の概要	意見	回答
(27)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第11号	「その取り扱う」とあるのは、保険契約の締結又は保険募集に関してのものか。	「その取り扱う」とあるのは、保険契約の締結又は保険募集に関してのものであるとの理解でよいか確認したい。	ご指摘のとおりです。
(28)	社団法人 日本損害保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第12号	「その業務上取り扱う」とあるのは、保険契約の締結又は保険募集に関してのものか。	「その業務上取り扱う」とあるのは、保険契約の締結又は保険募集に関してのものであるとの理解でよいか確認したい。	ご指摘のとおりです。
(29)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第11号、12号	法制上の措置の対象は、「金融分野の個人情報取扱事業者」であり、生命保険募集人のうち個人情報取扱事業者のみが規制対象となることを規定上明らかにして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月20日の特別部会の資料には「金融分野の個人情報取扱事業者においては個人顧客情報の厳正な管理が求められるところであり、(中略)、事業者における以下の措置の実施の確保を各業法の施行規則上明らかにすることとする。(後略)」とされており、法制上の措置の対象は、「金融分野の個人情報取扱事業者」となっている。 ・従って、業法において規制の対象となるのは個人情報取扱事業者であり、会社の使用人等の個人情報取扱事業者に該当しない者は、適用対象とはならないことを確認したい。 ・具体的には、保険業法施行規則第234条第11号の改正案において、生命保険募集人を規制対象としているが、生命保険募集人は、その定義(業法第2条第1項第17号)上、会社の使用人等の個人情報取扱事業者に該当しない者も含まれることから、生命保険募集人のうち個人情報取扱事業者(個人情報保護法第2条第3項5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる者も含む。)のみが規制対象となることを規定上明らかにして頂きたい。 	ご指摘を踏まえ、第234条第1項第11号の原案を修正し、生命保険募集人のうち生命保険会社等の役員又は使用人であるもの等の者は禁止行為の主体からは除外することといたしました。
(30)	全国生命保険労働 組合連合会	保険業法施行規則	第234条12項	会社の従業員である営業職員の禁止行為について確認したい	会社の従業員である「保険募集人」である営業職員については、会社が安全管理措置に沿って規定された会社内規を遵守することが、合理的かつ十分と考えるが、その対応で禁止行為には該当しないと考えて良いか。	ご指摘を踏まえ、第234条第1項第11号の原案を修正し、生命保険募集人のうち生命保険会社等の役員又は使用人であるもの等の者は禁止行為の主体からは除外することといたしました。

番号	法人又は 所属団体名等	該当府省令名	意見の 該当箇所	意見の概要	意見	回答
(31)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第11号、12号	法制上の措置の対象は、「金融分野の個人情報取扱事業者」であり、生命保険募集人のうち個人情報取扱事業者のみが規制対象となることを規定上明らかにして頂きたい。	・上記の措置がとられない場合であっても、本規定の具体的規制内容を定める金融庁ガイドライン第10条～12条、金融庁実務指針Ⅰ～Ⅲ・別添2は、「金融分野における個人情報取扱事業者」が講じるべき措置として記載されていることから、生命保険募集人のうち個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第3項5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる者も含む。）のみに、本規定が適用されることを確認したい。もし、仮に適用があるとすれば、「必要かつ適切な措置」（第11号）や「確保するための措置」（第12号）とは、金融庁ガイドライン10条～12条、金融庁実務指針Ⅰ～Ⅲ・別添2に基づく措置のうち、具体的にどの規定が該当し、かつ、その措置を「怠ること」とは具体的にどのような行為を指すのか明確にして頂きたい。	ご指摘を踏まえ、原案を修正し、保険業法施行規則第234条第1項第11号の改正案について、生命保険募集人のうち生命保険会社等の役員又は使用人であるもの等の者は禁止行為の主体からは除外することとしました。 第234条第1項第11号に定められた安全管理措置等に関する「必要かつ適切な措置」については、今般改正される「金融監督等に当たっての留意事項について―事務ガイドライン―第2分冊：保険会社関係」の2-2(6)④、3-1-2(10)及び4-5-6において示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。 また、保険業法施行規則第234条第1項第12号については、今般改正される「金融監督等に当たっての留意事項について―事務ガイドライン―第2分冊：保険会社関係」の2-2(6)⑤、3-1-2(11)及び4-5-6において示されているとおり、本号にいう「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」は、個人情報保護ガイドライン第6条第1項各号に列挙された場合を指すものと解されます。よって、個人顧客の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報について、個人情報保護ガイドライン第6条第1項各号に列挙された目的以外の目的に利用されないために必要かつ適切な措置が講じられていない場合には本規定に該当することになると解されます。
(32)	社団法人 生命保険協会	保険業法施行規則	第234条第1項 第11号、12号	本規定の適用は、保険業法第300条に規定されている「保険契約の締結又は保険募集に関して」に限定されることを確認したい。	第234条第1項第11号、12号の適用は、保険業法第300条に規定されている「保険契約の締結又は保険募集に関して」に限定されることを確認したい。	ご指摘のとおりです。